

議案第16号

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成28年2月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例
杉並区行政財産使用料条例（昭和50年杉並区条例第44号）の一部を次のよう
に改正する。

別表第3中

1箇所当たり 993円
1台当たり 691円
同 1, 555円
同 2, 419円
1本当たり 1, 340円
1メートル当たり 99円
同 119円
同 297円
同 595円
1平方メートル当たり 993円
1本当たり 794円
1メートル当たり 119円
同 297円
同 595円
1箇所当たり 993円
同 397円
1平方メートル当たり 601円 (地上露出部分)
同 297円 (地下部分)

を

1 平方メートル当たり	462円
同	686円

1 箇所当たり	1,020円
1 台当たり	711円
同	1,601円
同	2,491円
1 本当たり	1,377円
1 メートル当たり	102円
同	122円
同	306円
同	612円
1 平方メートル当たり	1,020円
1 本当たり	816円
1 メートル当たり	122円
同	306円
同	612円
1 箇所当たり	1,020円
同	408円
1 平方メートル当たり (地上露出部分)	721円
同 (地下部分)	306円
1 平方メートル当たり	510円
同	823円

に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区行政財産使用料条例の規定は、施行日以後に使用の許可を受ける者の使用料について適用し、施行日前に使用の許可を受けた者

の使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

公衆電話所等の使用料を改定する必要がある。

別表第3 改定資料

(改定後)

(現 行)

区 分		使用料の額 (月額)	使用料の額 (月額)
公衆電話所		1箇所当たり 1,020円	1箇所当たり 993円
自動販売機等	小型(0.5平方メートル未満)	1台当たり 711円	1台当たり 691円
	中型(0.5平方メートル以上1平方メートル未満)	同 1,601円	同 1,555円
	大型(1平方メートル以上)	同 2,491円	同 2,419円
電柱等	本柱、支柱又は支線	1本当たり 1,377円	1本当たり 1,340円
電線		1メートル当たり 102円	1メートル当たり 99円
地下電線	外径40センチメートル未満のもの	同 122円	同 119円
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	同 306円	同 297円
	外径1メートル以上のもの	同 612円	同 595円
鉄塔		1平方メートル当たり 1,020円	1平方メートル当たり 993円
標識		1本当たり 816円	1本当たり 794円
水道管、下水道管、ガス管	外径40センチメートル未満のもの	1メートル当たり 122円	1メートル当たり 119円
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	同 306円	同 297円
	外径1メートル以上のもの	同 612円	同 595円
変圧塔、マンホールの種類		1箇所当たり 1,020円	1箇所当たり 993円
郵便差出箱又は信書便差出箱		同 408円	同 397円
地下の占用物件		1平方メートル当たり	1平方メートル当たり

	7 2 1 円 (地上露出部分)	6 0 1 円 (地上露出部分)
	同 3 0 6 円 (地下部分)	同 2 9 7 円 (地下部分)
高架の占用物件	1 平方メートル当たり 5 1 0 円	1 平方メートル当たり 4 6 2 円
天体、気象又は土地の観測施設	同 8 2 3 円	同 6 8 6 円

付記

- 1 面積が 1 平方メートルに満たない端数は、1 平方メートルとみなす。
- 2 長さが 1 メートルに満たない端数は、1 メートルとみなす。